

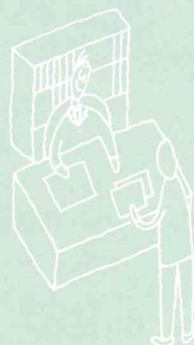
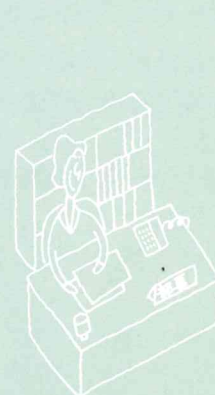
女と男が ともに生きる未来へ



P

Vol 4

e



S

t



CONTENTS

ジェンダーフリー・ワールド
ってどんなまち?

1

共同参画なおとこたち

3

Stepジャーナル

4

Stop子どもの虐待

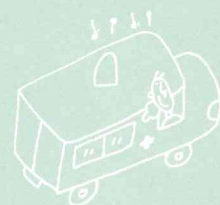
5

地域のセクシュアル・
ハラスメントにもNO!

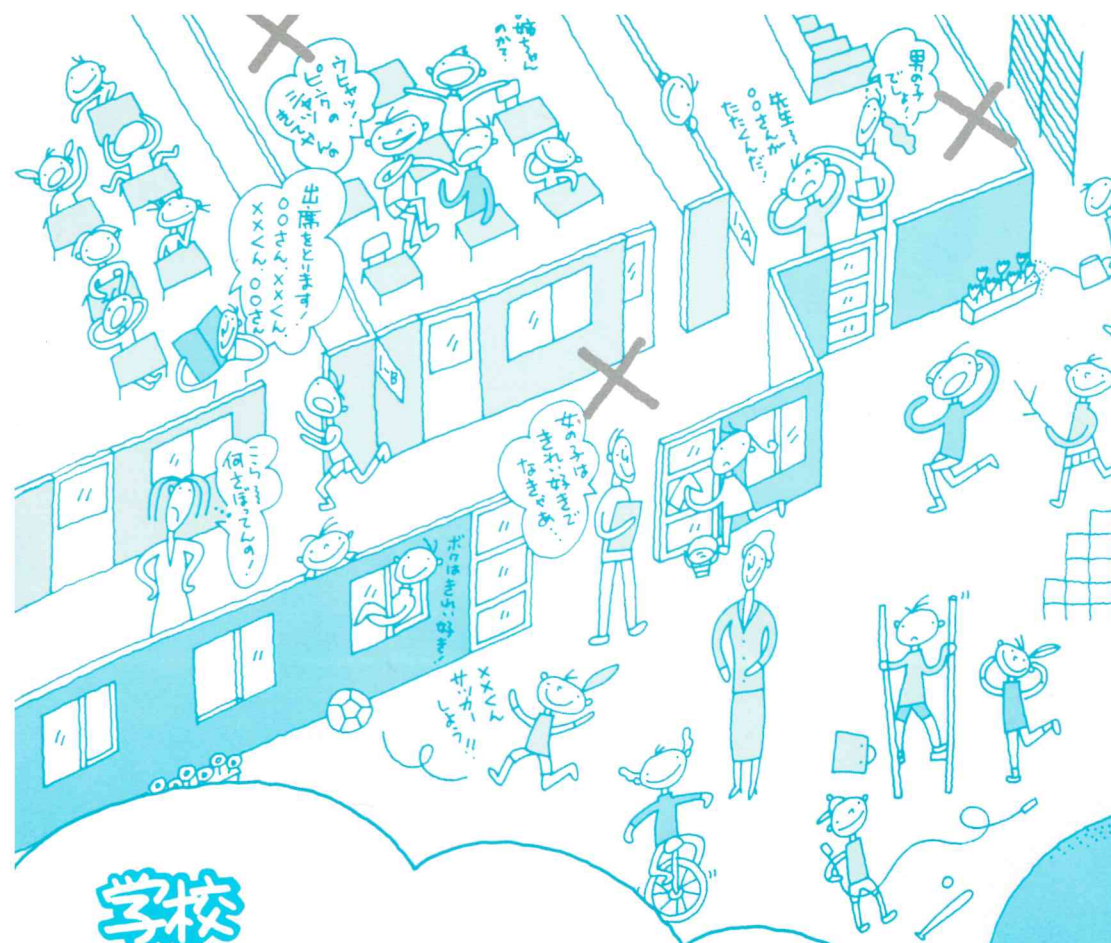
6

ジェンダー・ワード
男女共同参画社会基本法

7



泉南市



学校

- ・女の子だから、男の子だからと決めつけないから、みんなのびのび
- ・サッカーの上手な女の子、掃除好きな男の子も、その子の個性
- ・女の子色（ピンク）男の子色（ブルー）、なんて関係ない



家庭

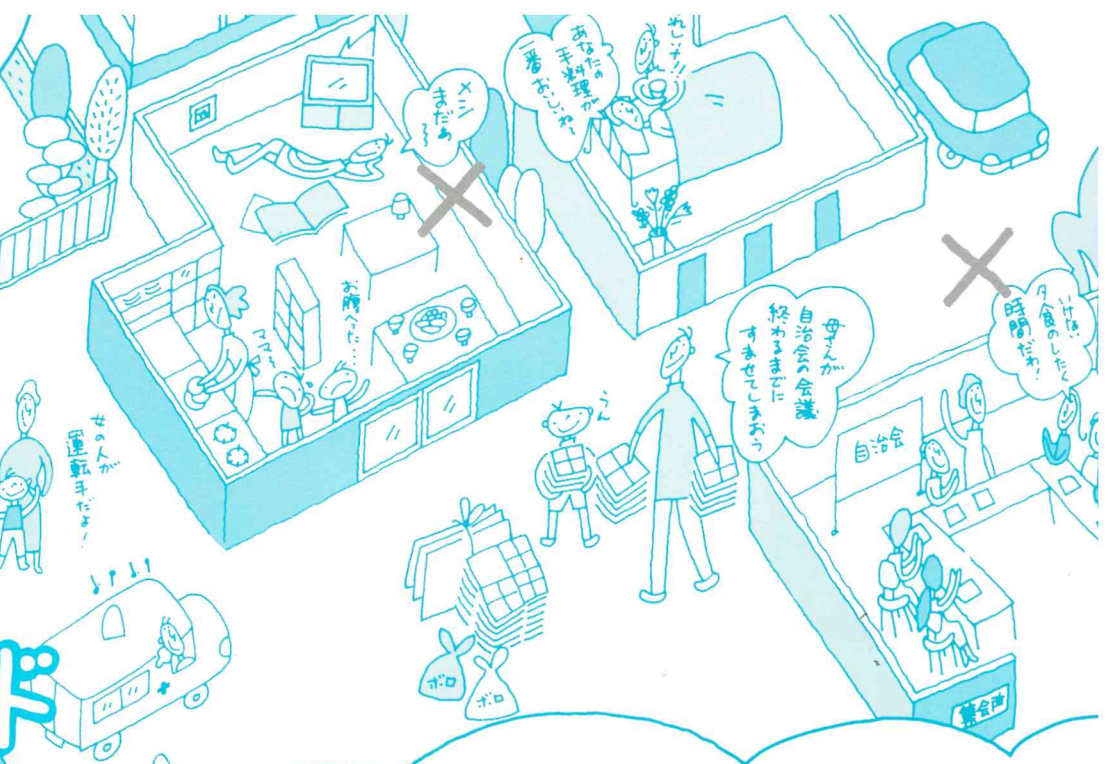
- ・たくましいお母さん、優しいお父さんもいっぱい
- ・お父さんも子育てを楽しんでいます
- ・妻や夫のどちらが病気で寝込んで、不安はありません。

ジェンダーフリーなまち？

ジェンダーフリーを探そう

女は女らしく、男は男らしくというくられたもので、これをジェンダーとしたい人の個性や生き方を狭めてきまかに生きるためには、ジェンダーフリージェンダーフリーな社会とはどんな社

考え方は、社会の文化や伝統によってついています。ジェンダーは自分らしく生きた。もっと自由に自分らしく、人生を豊かな社会が望まれるのですが、いったい会なのでしょ。



地域

- ・男女が共に知恵を出し合って、住みやすいまちづくり
- ・女性も男性も対等だから、いろんな意見がでて会議は活発
- ・妻の活動中は家事・育児も安心して夫におまかせ



職場

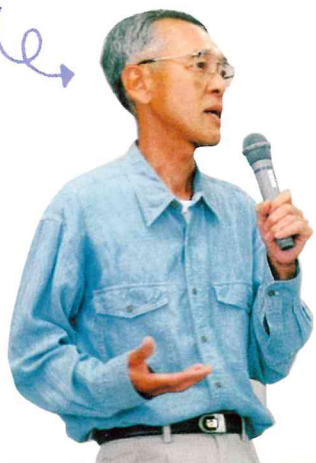
- ・女性 管理職はあたりまえ
- ・セクハラのない快適な職場で、女性の能力も全開
- ・同じ仕事と責任だから、女性も男性も同じ給料

ジェンダーフリーはよくつつかかりましたか。この絵の中にはジェンダーフリーでない場面もたくさんあります。チェックしてください。

活動を通して地域とのふれあいが始まった

働いているときは、仕事と家との往復で地域に目を向けていなかったという三宅さん。でも定年後、「ボカシ」を使って生ゴミを堆肥にされている方に誘われたのをきっかけに「泉南市消費生活研究会」の活動を始めることになりました。

『泉南市消費生活研究会』
会長
三宅昭夫さん



共 同 参 画 な 男 子 たち

子どもが好きだから、ずっと続けたい

保育士として今年3年目を迎える池部さん。とにかく子どもが好き、とのことですが高校の卒業前に進路を決めるときには、好きというだけで保育所を職場として目指すことに多少の迷いもあり、会社案内にも目を通したそうです。幸か不幸か、当時は就職難。そのため専門学校の保育科へ進み、結果的に好きなことを仕事に選ぶことができたラッキーパーソンです。

鳴滝第2保育所勤務
保育士
池部秀幸さん

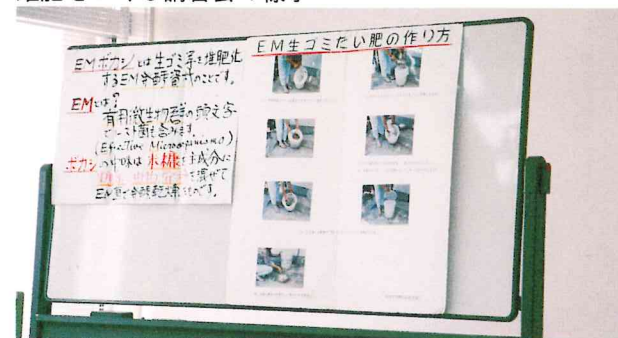


子どもたちの遊び友だち?!

はじめは女性ばかりの職場なので、もしかするとやりづらいかな、という心配はありました。でもみなさん明るくて、いろいろ話しかけてくれるので、女性の中に男の僕がひとりだけでも違和感はないんです。

子どもたちの反応を見ると、はっきり女の先生と僕を分けているみたい。女の先生はみんな「先生」なのに、僕には「お兄ちゃん」とか、たまに「おっちゃん」とか、遊び友だち風で、なかなか「先生」とは呼んでももらえないことがあります(笑)。

堆肥をつくる講習会の様子



地域に関わることで人間関係が豊かに

私は共働きで家事を妻と半分ずつ協力し合っていましたから、ゴミ問題に目がいくのも、台所のゴミを堆肥にしようという考えも、ごく自然なことでした。でも一般的に、男性はどうしても人間関係が職場がらみというのが多いし、生活面での関わりを妻など、女性に任せてきていたことも、地域の問題への関心を薄くしているんじゃないでしょうか。地域活動は、男性にはどうもきっかけがつかみにくいんじゃないかと思うんです。でも最初の勇気を出して、何かに参加してみてもいいでしょう。私は、活動を始めて本当に良かったと思っています。いろんな人と知り合えたり、そんなに親密にならなくても、道で会ってあいさつできる人が増えているということは、自分の気持ちにゆとりをもたらしてくれるような気がします。

クラスの子ともたちとニコリ



保育士という仕事の厳しさを実感

外から見ると保育士って子どもと遊ぶのが仕事だから楽しそう、と思われがちですが、結構厳しいんです。何が大変かという、何より子どもへの対応には気がつかれます。極端に言えば失敗は許されません。こちらの言葉づかい一つで、自分では気づかずに子どもを傷つけてしまうことがあるので、そういうことはなるべく避けなければいけないと思うんです。注意するときも、どうしていけないのか、どうすればいいのかを自分で考えるようにもっていくような教育的な配慮や、勉強が必要だと実感しています。それと、できれば女性の職場という固定観念がなくなって、もっと男性が増えていけば、保育士は女性だけの仕事ではなくなっていくんじゃないかと思っています。



地域のオアシスにな〜れ

家庭文庫を始められたきっかけは、何でしたか。

私自身が本が好きで、自分の子どもにもよく本を読ませていたのですが、私の住んでいる兎田は図書館から遠く、図書館の巡回バスも来ないところなので、友人と何とかしたいね、と話していました。その後、日中の活動時間が少しできるようになったので、近くの読書会にちょくちょく出かけるようになり、そこで刺激を受けて、6年前にスタートしました。

今、子どもの本離れがよく言われていますね。

その原因の1つは、私たち大人にあると思うんです。本が身近なものになる環境作りを考えていかないと…。それから、現代の子どもたちのおかれている状況も関係があると思います。習い事や塾で忙しいので、ゆっくりと本を読んで本の面白さを知るチャンスが減ってきていると思うんです。

つまり大人が、気軽に本に出会える場を与えることが大切なんですね。

ええ、だから何とかそういう環境を作りたいという思いで始めたのですが、「みんな来てくれるかな」という不安はありました。でも結局、えいっ、やっちゃん、始めないことには分からないじゃないの、という感じで(笑)。とにかく子どもと本のパイプ役になればいいと思って、自宅庭のプレハブの物置を使って、市の図書館の団体貸し出しを受けて1500冊くらいから始め、今では、約2200冊になっています。またユネスコから本をいただいたり、企業の助成金制度に応募したり、廃品回収で賄ったりして増冊の努力をしています。大人も子どもも、自分を豊かにしてくれる本を通して、わくわくドキドキを感じてほしいんです。



南さん(右端)と、うさぎ文庫のなかま

Stop 子どもの虐待



森田 ゆり
(エンパワメント・センター主宰)

表面化する児童虐待

親が我が子に虐待を加えるなんて、他の国ではともかく、この日本で起きているはずがないと、つい最近まで多くの人がそう信じてきました。しかし実は、人々は子どもが虐待の被害を打ち明けても、「まさか」と否定するか、「聞きたくない」と知らなかったふりをするかのどちらかだったのです。このように社会は子どもの虐待を「そんなことあるはずがない」と否認することでその存在を温存してきました。

ここ数年虐待問題がしばしばマスメディアに取り上げられるようになったため、今度は「どうも最近虐待が急増しているらしい」と考える人が多くなりました。しかし現実には子どもへの虐待は最近急増した出来事ではなく、ずっと昔から人類の歴史を通して起きてきたことです。急増したのは、表面化するようになった件数にすぎません。

暴力の連鎖

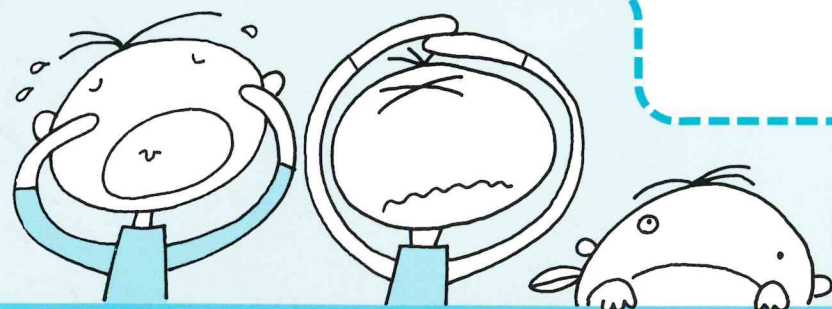
マスメディアはよくこんなことを言っています。子どもの虐待が急増しているのは、核家族化が進み孤立した育児ノイローゼ気味の母親たちが増えているからだ。なんとなくもっともな社会分析のように聞こえるかもしれませんが、子どもの虐待者は母親だけではありません。男女の性別役割が固定化した社会では子どもの養育をする親の圧倒的多数が母親であることを考えると、父親より母親のほうが虐待をしがちだと考えられても納得できないことはありません。しかし現実には、子どもたちは父親からも頻繁に虐待を受けています。父親が子どもとその母親の両方を虐待していることも少なくありません。父親が母親を虐待し、その結果母親が子どもを虐待するという暴力の連鎖が起きていることもしばしばです。虐待防止のために、育児不安にかられている母親たちを支援しようという政府の施策だけでは、虐待問題は解決しないのです。

虐待で奪われる自尊の心

昨年、動物保護法が改定され、飼い主が動物に危害を加えた場合には刑罰が科せられるようになりました。しかし日本には動物への虐待を取り締まる法律はできても、子どもへの虐待を取り締まる法律はいまだにないのです。他人の子どもに危害を加えた場合はあきらかに犯罪とみなされるでしょうが、自分の子どもに危害を加えた場合には、しつけの一部とみなされてしまい、社会にも当事者本人にも犯罪行為だとの認識は稀薄です。

虐待問題の解決につながる第一歩は、私たち大人1人ひとりが子どもの人権の大切さを認識し、日常茶飯事のごとく起きている子どもの人権侵害行為を問題化し、それを許さないという社会規範を創り出すことです。法律の制定も不可欠です。虐待をする大人たちへの罰則と同時に教育とケアを提供するシステムが必要です。

人権をやさしい言葉でいいかえると「人が生きるためになくてはならない心の力」のことです。人のかげがえのない尊さのことです。子どもへの身体的、性的、心理的虐待はこの心の力に深い傷をあたえます。虐待を受けた子どもたちは自分の尊さを信じるのが困難になり、人権という名の心の力を奪われてしまうのです。ゆえにその後の人生を通じて彼らはさまざまな生きる上での困難を抱えていかなければなりません。あまりにも代償の大きい子どもへの虐待をストップするためには、この国で子どもの人権は本当に尊重されているのかを幾度も幾度も問い返す作業を続けていかなければならないでしょう。



森田 ゆりさん/プロフィール

- 早稲田大学卒業後、カリフォルニアGTU大学院卒業。北米に21年間在住し、子ども、女性への暴力防止に関わる専門職の養成に長年携わる。
- その後カリフォルニア大学で人種差別、セクシュアル・ハラスメントなど人権問題のセミナーを7年間指導する。
- 日本にCAP（子どもへの暴力防止）プログラムを紹介。
- 著書「子どもと暴力」(岩波書店) ほか多数。

地域の「セクシュアル・ハラスメント」にもNO!

A子さんは、パートで働きながら、地域の活動にも積極的に参加し、その明るさと行動力で仲間から信頼されている40歳代の女性です。ところが、最近どうしたわけか、あまり元気がありません。あれほど熱心だった町内会の活動にも欠席しがちです。不審に思った友だちのB子さんがたずねたところ、忘年会の席で男性役員からしつこくお酒の相



手を求められ、断わると愛想の悪い女だと強くなじられたというのです。それも、今回が初めてではなく、以前から、ダンスやお茶に誘われたのを何とか断わってきいてきたということでした。B子さんは、これはセクシュアル・ハラスメントではないかと思ったのですが、さて、それではどうすればよいのか、いい知恵が浮かばないというのが正直なところのようです。

防止の法的根拠となる改正男女雇用機会均等法

セクシュアル・ハラスメントは力の上下関係があり、相手に強要されてもNOと言えない、あるいは言いにくい状況の中で起こりがちです。したがって、セクシュアル・ハラスメントが最も起こりやすいのは、職制上、上下関係がある職場ですが、これに対しては、1999年に施行された改正男女雇用機会均等法が一定の法的根拠となり、防止策が講じられるようになりました。ここでは、セクシュアル・ハラスメントを「相手の意に反した性的な言動で、相手の労働条件に不利益を与えたり、職場の環境を悪くしたりすること」としています。快適な職場環境で働く権利が侵害されるという職場の人事・労務管理上の問題であることを認め、事業主には、セクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上の配慮義務が課せられたのです。

セクシュアル・ハラスメントは、被害者個人の問題ではなく、女性の名誉・尊厳・性的な自己決定権を侵害する人権問題です。セクシュアル・ハラスメントかどうかの判断のポイントは「被害者が不快に感じるかどうか」であって、やった側の意図がどうだったかではありません。男性の「親しさの表れ」とか「悪気はなかった」という言い訳は通用しません。



今後の課題、地域でのセクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは職場だけではなく、大学、高・中・小学校でも起こっています。これに対して大学では、セクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインを作るところが増え、大阪府教育委員会も防止のためのガイドラインを作っています。このように、職場・学校でのセクシュアル・ハラスメントには、それを防止するための対策がたてられつつあります。

ところが、問題にするのが難しく、被害を表に出しにくいのが、冒頭のA子さんの例に見られるような地域活動の中でのセクシュアル・ハラスメントです。ご近所付き合いの中で、事を荒立てにくいとか、相談したり訴えていく所がないなどの理由でうやむやになる場合が少なくないようです。しかし、この場合も①ははっきりとNo!という。記録を取る。証拠を残す。②信頼できる人に相談する。③場合によっては法的な手段をとるなど、行動する事が大切です。そして、相談を受けた人は、被害者の側に立って、被害者自身が自主的に判断できるようサポートし、信頼できる人たち——公的機関や弁護士などに相談していくという対応策も取りましょう。なぜなら、それは個人の問題というだけではなく、女性の人権が侵されているという重要な問題なのですから。





男女共同参画社会基本法

ジェンダー

ワード



平成11年6月、男女共同参画社会基本法が成立、施行されました。この法律の名前にもなっている男女共同参画社会というのは、女性と男性が対等な関係で家庭・職場・地域など社会のあらゆる分野に自分の意思で参画することができ、その結果として利益を受け、かつ、責任を持つ社会、言い換えれば、ジェンダー・フリーな社会のことです。そういう社会を実現していくための基本となる法律が、この男女共同参画社会基本法なのです。

男女共同参画社会基本法は、第1章総則で、なぜ男女共同参画社会を実現することが必要なかを述べるとともに、①男女の人権の尊重、②社会における制度、または慣行についての配慮、③政策等の立案、方針決定過程への男女の共同参画の促進、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調、の5つを基本理念として掲げています。そして、男女共同参画社会を作っていくのは、国と地方公共団体と国民の3者の責務であるとしているのです。国や地方行政と国民が互いに

手を携え合って一人ひとりの人権が尊重される、そんな社会を目指すための鍵となる法律だといえるでしょう。

今、私たちの社会には、まだ「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分業が根強く残っています。働き続けようと思っても「子どもが3歳までは母親が育てるのがいい」と言われて仕事を辞めてしまう女性も少なくありません。子どもとずっと一緒に遊ぶ時間があればと思っても、「妻子を養うのは男の役割」という考え方から自由になれなくて、結局は家庭のことは妻に任せてしまっている男性もいるでしょう。この他にも社会の「しきたりや慣習」の中には、男女が対等な関係を結ぶことを阻んでいるものが少なくありません。私たち一人ひとりが自分の意思で、自分の生きかたを選択できる社会、責任を持ち、他の人たちと対等な関係をつくっていける社会をめざしたいものです。



あなたの生き方を応援します…女性相談

職場での人間関係がうまくいかない、育児や家事の問題で悩んでいる、離婚したいけれど先が不安で…。女性の悩みはそれぞれ違っていても、文化や社会の制度の中で「女性＝人間関係の調整役」として扱われるという点で共通しています。女性相談は、女性を社会の決められた役割に適應するように援助するのではなく、本人の持つ力を引き出して問題解決に導くようサポートするカウンセリングです。ひとりで悩まずに、気軽にご相談下さい。(相談者のプライバシーは厳守します)

日時●毎月第1金曜日/午後1時～4時

第2水曜日/午後6時～9時

第4金曜日/午後1時～4時

*相談時間はひとり1時間程度

場所●市立樽井公民館3階控室

予約・お問合わせ先●電話予約が必要です

人権啓発課 83-0001(代)

女性問題啓発冊子

『わたしからの出発』

泉州地域男女共同参画社会づくり協議会編



泉州地域13市町の女性政策担当がひとつになって、女性問題啓発冊子『わたしからの出発』を作成しました。この冊子は、従来の“女らしさ・男らしさ”にとらわれない、自分だけの個性を創造し

ていく未来へのメッセージです。地域での勉強会、サークル活動などでご入り用の方は、人権啓発課までお問い合わせ下さい。

2000年3月発行

●編集・発行/泉南市人権啓発課 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号 ☎0724(83)0001

制作/(株)アトリエF●デザイン・イラスト/森田興子



泉南市男女共同参画ルーム